

平成19年3月22日

平成19年4月1日から実施される70歳未満の高額療養費の現物給付化について、これまでの前期高齢者の高額療養費の現物給付化の場合と異なる点について、現時点で判明している点は下記のとおりです。

記

1、明細書の入院における「負担金」の項及び入院外における「一部負担金額」の項の記載について

前期高齢者については、対象者は金額にかかわらずすべて記載をすることになっていましたが、70歳未満の場合は、「限度額適用認定証の提示がある実際に高額療養費の現物給付がされた者のみ記載する」こととなります。よって、一部負担金が高額療養費算定基準額以下の場合は、入院のレセプト、在医総管及び在医総算定の入院外レセプトであっても金額の記載は必要ありません。

2、明細書の「特記事項」欄の記載について

患者の負担区分については、限度額適用認定証を持参したすべての患者について、「特記事項」欄に（「17」「上位」）、（「18」「一般」）、（「19」「低所」）を記載することとなります。